(1)解体工事に要する費用	円	(消費税込み/受注者において積算)	
(解体工事の場合のみ記載)			
(2) 再資源化等に要する費用	円	(消費税込み/受注者において積算)	
(運搬費及び特定建設資材廃棄物3品目以外の処理費用を含まない)			
(3)分別解体等の方法			
次ページ参照			
N - V - M			
(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地(書ききれない場合、再生資源利用促進計画書)			
(1) TO ALL TO THE CONTROL OF THE CONTROL OF THE PROPERTY OF TH			
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	

別紙 《8. 解体工事に要する費用等》

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		
廃木材		